

# 平成26年度 第2回新居浜市地域公共交通活性化協議会

## 次 第

○日時 平成26年8月25日(月) 14:00～

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

### 1. 開 会

### 2. 協議事項

(1) デマンドタクシー愛称の選定について

(2) 接遇研修事業について

### 3. その他

(1) デマンドタクシーの本格運行について

### 4. 閉 会

### 新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	近藤 清孝
				経済部長	寺村 伸治
法第6条第22号	規約第5条第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	黒河 敏則
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典
	規約第5条第13号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	日野 茂
			〃 総務企画部	地域政策課長	高石 淳
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	黒木 賢二郎
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	真鍋 公孝
	規約第5条第5号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	明石 秀美
			新居浜市女性連合協議会	総 務	佐伯 弘子
	規約第5条第6号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	柿木 仁
		監 事	新居浜商工会議所	産業創出課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	谷口政賀津
				首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	久保田 東宏

#### 事務局

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	高橋 利光
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	田口 博徳
事業担当・出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	吉岡奈津子

協議事項（１） デマンドタクシー愛称の選定について  
デマンドタクシー愛称案

番号	名称	詳細	人数
1	ハッピータクシー	身体障がい者や高齢者など、病院・買い物にすきな便(時刻)に迎えに来てくれるなど非常に便利で使い勝手が良く、「幸せな」タクシーと思っている。	
2	楽楽タクシー	たやすく、楽しく利用できるタクシー	
3	あかがね	何といても別子銅山の銅(あかがね色、人間、人類を支えた銅)	
4	RAXI(ラクシー)	困っている人にとってデマンドタクシーは、楽ちんであり、乗り合いすることで、人と人のつながりができる楽しいタクシーなので、楽(らく)とタクシーとくっつけました。	
5	乗合タクちゃん	大勢と一緒に乗るタクシーだから	
6	愛ちゃん	大切に思う気持ちから	
7	呼出くん	電話で予約すれば、タクシーが自宅まで迎えに来てくれる	
8	乗ってや(のってや)	新居浜弁(?)で「乗って下さい」の意味だから	
9	こまどり号	さわやかで楽しくなるようなひびき!	
10	のり愛~な(のりあい~な)	乗り合う+愛+呼びかけ	
11	のりのりタクシー	乗るという意味と、テンション高い↑ のりのり	
12	あかがねタクシー 銅(どう)タク	新居浜市が目指す将来都市像「あかがねのまち」を広く周知出来るとともに、市民に馴染みがあり、「新居浜」と連想しやすい名前としました。	
13	乗りなハイヤー	市民の皆さんに親しみをもってご利用いただけると願い、また、あえて、タクシーではなく、ハイヤーにしてみました。(おやじギャグも少しいれてみました。)	
14	ふれ愛タクシー	地域の人々のふれあいが生まれるタクシー	
15	さわやかタクシー	さわやかな笑顔あふれるタクシー	
16	新居浜タクシー	交通手段がない人たちが、「新居浜タクシー」で、でかけるでえといって外出して欲しいから新居浜を付けました。	
17	どんでんタクシー	お年寄りが増えていく中で、どんでんタクシーに乗ってでかけてほしいから太鼓の勢いに乗って「どんでんタクシー」にしました。	
18	~思いやりを運ぶ~ あかがね号	高齢者、体の不自由な方へ、利用した人の乗合時のお互いの気遣い、心気配りから。銅で栄えた町であり、「あかがね市」など様々な所で使われており、一度は聞いたことがあって覚えやすく親しみやすいだろうという点から。	
19	おでかけタクシー	該当地区の高齢者がおでかけ時に気軽に利用できる。	
20	あいのり	みんなであいのりして利用できる。	
21	ぐるりん	市内をぐるり一周して自宅や各場所をまわってくれる。	
22	愛(LOVE)タクシー	愛にあふれているタクシーになればいいと思うから。	
23	愛くるシー	「愛くるしい」と愛が来るタクシーから思いつきました。	
24	イケルシー	タクシーが行きたいところへ行ってくれることから、言いやすい言葉を並べました。	
25	くすのき号	新居浜市の市樹から。	
26	つつじ号	新居浜市の市花から。3	



※原文のとおり

## 協議事項（2）

### 接遇研修事業について

開催日 平成 27 年 1 月 21 日（水）・22 日（木）

開催場所 商工会議所

第1案 講師	森川 あやこ（もりかわ あやこ）
	結婚出産、就業ブランクを越え社会復帰したアルバイト先である大手コールセンターで社内2000人の電話オペレーターの中から対応品質、顧客解約阻止率トップ賞をW受賞。 「顔の見えない電話の世界での声だけでのファンづくり」にも成功する。その経験とノウハウを活かし大手研修会社所属企業研修講師として接客力アップ、管理者育成、対応品質向上、営業力・販売力向上、クレーム対応力アップ研修等を担当。
<b>【経歴】</b> 兵庫県生まれ、大阪府吹田市在住。 高校在学中17歳の時に当時大人気だったTVドラマの映画化記念オーディションで78000人の応募者の中からグランプリとフォトジェニック賞をW受賞した元女優。 芸能界引退後はリクルート、テンプスタッフなど人材関連業界勤務を経験。 人材育成とコミュニケーションの専門家として、全国各地で印象力、表現力、コミュニケーション力アップをテーマにした講演、講座、研修を実施。企業の安全大会、従業員のモチベーションアップ研修等も担当。	
<b>【著書】</b> 『愛されるリーダーのための簡単コミュニケーション術』（創芸社）	
<b>【講演テーマ】</b> 『78000人のオーディションを勝ち抜いた！元女優講師が教える「第一印象力向上講座」』 『笑う門には福来る！印象アップで商売繁盛』 『顧客倍増！業績向上！売上げアップ！お客様の心をつかむコミュニケーション実践法』	
第2案 講師	森 美佐子（もり みさこ）
	愛媛県松山市出身 文部科学省後援秘書技能検定、サービス接遇検定ともに1級を持ち、実務技能検定協会からの委嘱により、同検定の準1級面接試験の実施を担当
<b>【経歴】</b> 平成8年 株式会社キャップ社員教育インストラクターとして活動開始 平成16年 同社、社員教育課契約社員として入社 平成17年 社員教育課主任 平成19年 社員教育課課長 平成20年 代表取締役 現在に至る	
<b>【講演テーマ】</b> 『接遇・ビジネスマナー』 『接客・サービス・小売業における繁盛店づくり』 『おもてなし接客技術～あなたのタクシーが良いと言われる3つの秘訣』（松山市)	

## その他（１）

### デマンドタクシーの本格運行について

#### 1. 協定書の締結

新居浜市、新居浜市地域公共交通活性化協議会、新居地区旅客自動車協同組合の3者にて協定を締結予定（P7～12 参照）

#### 2. 新規登録の状況（7月31日現在）

エリア	3月末現在		新規登録		7月31日現在	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
上部西エリア	389	631	23	35	412	666
上部東エリア	355	576	16	24	371	600
川東エリア	336	565	24	35	360	600
計	1,080	1,772	63	94	1,143	1,866

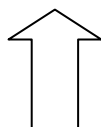
※毎月、20人程度増加

#### 3. 平成26年7月の利用状況

##### 平成26年7月（運行日数 22日）

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	666人	398人	18.0人	203台	2.0人
上部東エリア	600人	432人	19.6人	196台	2.2人
川東エリア	600人	339人	15.4人	141台	2.4人
	1,866人	1,169人	53.9人	540台	2.2人

※利用者内訳 大人 649人 小人 0人 無料乳幼児 0人  
 障がい者割引 本人 260人・介護 34人  
 特定疾患割引 本人 13人・介護 7人  
 運転免許自主返納者割引 206人 利用料収入 454,500円



7月の一日当たりの利用者数は、平成25年下半期平均と比較して約**1.2倍**に増加。一台当たりの利用者数も**2.2人**と生活交通ネットワーク計画の目標を達成している。

##### 平成25年度下半期(10月～3月) 計（運行日数 119日）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	631人	2,066人	17.0人	1,039台	2.0人
上部東エリア	576人	2,120人	17.8人	1,001台	2.1人
川東エリア	565人	1,168人	9.8人	663台	1.8人
	1,772人	5,354人	45.0人	2,703台	2.0人

※利用者内訳 大人 2,725人、大人割引者 2,629人  
 割引内訳 障がい者割引 本人 1,616人・介護 160人  
 特定疾患割引 本人 41人・介護 23人  
 運転免許自主返納者割引 789人 利用料収入 2,019,750円

#### 4. 広報の状況

- (1) 市政だより10月号特集記事による広報  
市政だより10月号に2ページの特集号を掲載  
(愛称・アンケート結果・試験運行実績についても報告)
- (2) 新居浜市ホームページによる広報  
9月から、市ホームページにより本格運行を広報
- (3) デマンドタクシー試験運行ニュースによる広報  
登録者へは、9月号の試験運行ニュースにより本格運行を広報  
(愛称・アンケート結果・試験運行実績についても報告)
- (4) 出前講座の開催  
上部高齢福祉センターにて開催(7/17) 随時開催予定

新居浜市デマンドタクシー運行事業に係る基本協定（案）

平成26年10月1日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市  
新居浜市長 石川 勝行

乙 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市地域公共交通活性化協議会  
会 長 近藤 清孝

丙 新居浜市一宮町一丁目1番1号  
新居地区旅客自動車協同組合  
代表理事 渡部 光男

甲、乙及び丙は、新居浜市デマンドタクシー運行事業（以下「事業」という。）に関して、基本となる協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が適正かつ円滑に事業を行うために、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 甲、乙及び丙は、事業の趣旨を理解し、乙が策定する生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）及びデマンドタクシー事業方法書に基づき、事業を執り行うものとする。

（事業の分担）

第3条 甲は、乙に対し、事業を行うために要する経費として負担金を交付するものとする。

2 乙は、丙に対し、運行业務奨励金を交付するほか、事業の推進のため次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 利用登録受付、登録証の発行
- (2) マグネットシート、領収書等必要な資材の購入、印刷
- (3) 利用促進のための広報

(4) 地域公共交通確保維持改善事業に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダーシステム確保維持計画）の策定及び事業評価

(5) その他必要な業務

3 丙は、事業の推進のため次に掲げる業務を行うこととする。

(1) 運行事業所の調整

(2) 利用予約受付（各運行事業所）

(3) 事業に使用する車両の調達（各運行事業所）

(4) 運行、利用料金の受領、運行記録の作成（各運行事業所）

(5) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金）の申請、請求及び受領（各運行事業所）

(6) その他必要な業務

（運転手の労務管理等）

第4条 丙は、関係法令を遵守して、運転手の労務管理や安全教育等を実施するものとする。

（事故対応等）

第5条 丙は、事業の実施にあたり交通事故等のあった場合には、直ちに甲及び乙に連絡し、遅滞なく事故の詳細な報告を行うこととする。

2 前項の事故については、丙が責任を負うものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 甲、乙及び丙は、各々の立場で市民ニーズの把握に努め、事業の改善に努めるものとする。

（個人情報保護等）

第7条 事業の実施にあたっては、新居浜市の例に準じて、個人情報保護及び暴力団排除に取り組むものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項または協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を3通を作成し、各々記名押印の上、各1通を保有する。



デマンドタクシー事業方法書

名称		新居浜市デマンドタクシー		
エリア区分	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア	
営業区域	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)	
運送の区間	運行エリア内で行き先として指定できる施設	①登録者自宅 ②交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ③医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ④金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ⑤商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑥保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑦その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西エリア内の東川以東の病院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川以西の病院・指定薬局
運送の区間の図面	<p>川東エリアは、【高津・浮島・垣生・神郷・多喜浜校区】にお住まいの方が利用できます。※大島の方は黒島渡海船待合所まで送迎します。</p> <p>上部西エリアは、【大生院校区・中萩校区、角野・泉川校区のうち県道「新居浜角野線及び別子山線」より西側】にお住まいの方が利用できます。</p> <p>上部東エリアは、【船木校区、角野・泉川校区のうち県道「新居浜角野線及び別子山線」より東側、立川地区】にお住まいの方が利用できます。</p> <p>上部東エリアの方が通院に限り直接行ける地域(東川まで)                      上部西エリアの方が通院に限り直接行ける地域(国領川まで)</p>			

運行日	週5日（月曜日から金曜日）※土・日曜・祝休日は運休			
運行時間帯	午前9時から午後4時まで			
利用料金	大人（中学生以上）1回乗車 500円 小人（小学生以下）1回乗車 250円 ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料 ※障がい者等及び介護者(1名)、運転免許証自主返納者は半額（端数は10円単位で繰り上げ）			
運行事業者	道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者			
運行車両	乗用との併用とし、乗合での使用のない時に乗用として使用する			
時刻表 (各エリア共通)	行き・帰り 共通			
	1便	9:00	5便	13:00
	2便	10:00	6便	14:00
	3便	11:00	7便	15:00
	4便	12:00	8便	16:00
<p>利用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用する方は、事前に利用登録（無料）が必要です。「利用登録票」を、利用希望日の2週間前までに、市役所運輸観光課まで提出します。（電話受付可） 登録票の用紙は、新居浜市役所ホームページからもダウンロードできます。</li> <li>2. 利用者は、利用対象地区に居住する方です。年齢などの制限はありませんが、既存の路線バス停留所沿線（概ね停留所から直線距離300m内）に住む方は、路線バスを利用して頂くため、原則的に利用できないこととします。</li> <li>3. 登録後、協議会事務局から登録証を送付します。</li> <li>4. 予約は、各エリアの運行を担当するタクシー事業所で電話受付を行います。 ※電話予約の例 「デマンドタクシーの予約をお願いします。登録番号は〇-〇番、名前は〇〇〇〇、住所は〇〇町〇番地です。〇日の〇時の便で、自宅から〇〇病院まで予約します。帰りは、〇時の便で、〇〇病院から自宅まで予約します」</li> <li>5. 予約受付は、利用希望日の1週間前（同じ曜日）の午前8時30分から受け付け、締め切りは各時刻の30分前までとします。</li> <li>6. 時刻表は、一番最初に乗る場所の出発時間を示していますので、二番目以降の場合は、到着時刻が遅れる場合があります。</li> <li>7. 利用日当日は、ご自宅でお待ちいただきますが、道路事情によって車両が進入できない場合は、自宅近くの進入できる場所から乗車していただくこととします。</li> <li>8. 利用料金は、乗車時に、運転手にお支払いいただくこととします。なお、障がい者等割引、運転免許返納割引を受けられる方は、乗車時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証、運転経歴証明書、四隅に穴をあけた旧免許証、申請による運転免許の取消通知書のいずれかを提示してください。</li> </ol>				

運送の区間一覧

区分名	小学校区	住所・地番
川 東 エリア	多喜浜	楠崎一丁目(2番、4番(神郷小学校の区域を除く。))、多喜浜一丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、9番、10番)、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜五丁目(1番から9番まで、10番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜六丁目、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町、黒島一丁目、黒島二丁目、黒島、大島
	神 郷	郷一丁目(2番から6番まで、8番から16番まで)、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目(1番、3番から9番まで)、東雲町三丁目(9番)、清住町、落神町、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、高田一丁目・高田二丁目(2番から5番まで)、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目(1番から5番まで、10番から12番まで)、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、神郷一丁目、神郷二丁目、楠崎一丁目(1番、3番、4番33号から46号まで・60号から62号まで・65号・66号、5番から8番まで)、楠崎二丁目、多喜浜一丁目(8番1号から16号まで・56号から89号まで)、多喜浜四丁目(8番1号から11号まで・28号から53号まで、9番、10番)、多喜浜五丁目(10番1号から8号まで)、郷、郷乙
	垣 生	垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目(2番から14番まで)、八幡一丁目(1番から8番まで)、八幡三丁目(2番、3番、4番(浮島小学校の区域を除く。))、9番(浮島小学校の区域を除く。))、10番(浮島小学校の区域を除く。))、長岩町、垣生
	浮 島	松の木町(2番から13番まで)、宇高町四丁目、宇高町五丁目(10番、11番、14番、15番)、垣生六丁目(1番、15番)、八幡一丁目(9番から21番まで)、八幡二丁目、八幡三丁目(1番、4番4号から18号まで・36号・40号・43号、5番から8番まで、9番3号・39号から54号まで、10番38号から48号まで)
	高 津	宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町五丁目(1番から9番まで、12番、13番)、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目(1番から8番まで)、松の木町(1番)、高津町、清水町、南小松原町、桜木町、郷一丁目(1番、7番)、郷五丁目(2番)、高田二丁目(1番、6番)、田の上四丁目(6番から9番まで)
	エリア外	新居浜駅(坂井町二丁目)、元塚バス停留所(若水町二丁目、新須賀町三丁目、菊本町一丁目)

区分名	小学校区	住所・地番
上部東 エリア	船 木	船木、七宝台町
	泉 川 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以東	松木町(1番、2番の一部、3番の一部、5番から6番まで)、西喜光地町(2番の一部、3番、4番の一部、8番の一部、9番の一部)、喜光地町一丁目6番から14番まで)、松原町、坂井町三丁目、瀬戸町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、城下町(7番)、下泉町一丁目、下泉町二丁目、観音原町、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、国領一丁目、光明寺一丁目、光明寺二丁目
	角 野 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以西、立川 町	喜光地町二丁目(3番から9番まで)、中西町、宮原町、中筋町一丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、種子川町、角野、立川町
	エリア外	新居浜駅(坂井町二丁目)、新居浜市役所上部支所(喜光地町一丁目)、上部西エリア内の東川以東の病院・指定薬局
上部西 エリア	大生院	大生院
	中 萩	萩生、横水町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、中村一丁目、中村二丁目(1番から15番まで)、中村三丁目(3番から11番まで)、中村四丁目(3番から9番まで、11番、15番から18番まで)、御蔵町(2番、3番)、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目(1番から10番まで、13番、14番)、大永山(出口)
	泉 川 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以西	松木町(2番の一部、3番の一部、4番)、西喜光地町(1番、2番の一部、4番の一部、5番から7番まで、8番の一部、9番の一部、10番から11番まで)、喜光地町一丁目(1番から5番まで)、
	角 野 ※主要地方 道新居浜角 野線・新居 浜別子山線 以西(立川 町を除く)	土橋二丁目(11番、12番、15番から17番まで)、中村二丁目(16番)、中村三丁目(1番、2番)、中村四丁目(1番、2番、10番、12番から14番まで)、御蔵町(1番、4番から13番まで)、喜光地町二丁目(1番から2番まで)、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山田町、山根町、中筋町二丁目
	エリア外	新居浜駅(坂井町二丁目)、上部東エリア内の国領川以東の病院・指定薬局